

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置付け、企業倫理と遵法を徹底するとともに、リスク管理を含めた内部統制システムを整備し、経営の効率性、透明性を確保することを基本方針としております。

また、当社は、以下の理念を経営の根幹とし、これを拠り所として内部統制の整備・構築に取り組みます。

- ・「もっと何かできるはず」
- ・「人間大好き企業」のファンケルグループは、世の中の「不」の解消を目指し、安心・安全・やさしさを追求します。
- ・常にお客様の視点に立ち、「お客様に喜んでいただくこと」をすべての基準とします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-10-1】経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る独立社外取締役の適切な関与・助言

経営陣幹部・取締役の選任・報酬の検討に当たり、現在は独立社外取締役の関与・助言を得ていませんが、より透明性を確保できるよう、独立社外取締役から適切な関与・助言を得る体制を整備することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

当社は、いわゆる政策保有株式を保有しておりません。なお、政策保有株式については、その保有の意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針としております。

保有すると判断した株式に関する議決権の行使については、その議案の内容を検討し、株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で、適切に議決権を行使いたします。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社が取締役および主要株主等と取引を行う場合には、当社の取締役会付議基準に基づき、事前に取り締役会において取引条件等重要な事項等について審議し、意思決定を行っております。

【原則3-1】情報開示の充実

(1) 当社経営理念は、本報告書の「1. 1 基本的な考え方」をご参照ください。

また、中期経営計画は、当社ウェブサイトをご参照ください。(<http://www.fancl.jp/ir/management/plan/>)

(2) コーポレート・ガバナンスの基本方針は、上記「1. 1 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針については、本報告書の「2. 1【取締役報酬関係】」をご参照ください。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名については、性別・年齢・国籍の区別なく、それぞれの人格及び識見等を十分考慮し、当グループ創業理念「正義感を持って世の中の「不」を解消しよう」および経営理念「もっと何かできるはず」を正しく理解・実践し、取締役としての職務と責任を全うできる者を選任する方針とし、トップ経営陣が候補者を検討・協議したのち、取締役会に付議し、決定しております。また、社外役員の選任については、東京証券取引所の独立性に関する要件に準じ、関係会社・大株主・主要な取引先の出身者等ではなく、独立性が十分に確保されている方を社外取締役・社外監査役に選任することを方針としております。

(5) 取締役・監査役候補者の指名理由については、招集通知において開示しております。

【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲

取締役会付議基準を制定し、取締役会において決議する事項を明確化するとともに、その他の決定については経営陣へ委任しております。経営陣は、取引・業務の規模や性質に応じて定めた決裁権限に基づき、業務執行しております。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

当社は、社外取締役2名を選任し、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。社外取締役は、会社経営、会計等の専門的分野の知見を有する方を選任し、様々な観点から当社の適切な意思決定や経営監督に参画いただくことで、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図っております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性基準及び資質

社外取締役の独立性については、東京証券取引所の独立性に関する要件を満たすことを前提に、当社の経営課題に対し積極的に提言・提案し、社外取締役として経営の監督機能を発揮していただける高い専門性と豊富な経験を有する人物を選定しております。

【補充原則4-11-1】取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社は、定款において、取締役の員数は15名以内、監査役の員数は4名以内と定めております。
また、取締役は、男性14名、女性1名で構成され、業務執行における様々な知識・経験・能力をもつ者を選任しており、取締役会は有効に機能しております。
取締役の選任については、性別・年齢・国籍の区別なく、それぞれの人格及び識見等を十分考慮し、当グループ創業理念「正義感を持って世の中の「不」を解消しよう」および経営理念「もっと何かできるはず」を正しく理解・実践し、取締役としての職務と責任を全うできる者を選任する方針とし、トップ経営陣が候補者を検討・協議したのち、取締役会に付議し、決定しております。また、社外取締役の選任については、東京証券取引所の独立性に関する要件に準じ、関係会社・大株主・主要な取引先の出身者等ではなく、独立性が十分に確保されている方を社外取締役・社外監査役に選任することを方針としております。

【補充原則4-11-2】取締役の兼任状況
取締役及び監査役の重要な兼職の状況について、招集通知において毎年開示しております。

【補充原則4-11-3】取締役会の実効性評価の結果の概要
当社は、取締役会の現状を把握し、より実効的な取締役会を運営していくために、2015年度より、各取締役・監査役による取締役会の自己評価を実施しております。
評価については、取締役会の役割・責務、取締役会の構成と運営状況、社外取締役の役割と活用状況など、取締役に關する全般的な事項について各取締役・監査役を対象にアンケート調査を実施し、その結果について評価を行いました。
2016年度の評価では、全体として概ね適切に運営されており、取締役会の実効性は確保されていると評価しております。一方で、取締役・監査役としての知識習得の支援などについての課題が挙がりました。
本評価結果を通じ、更なる取締役会の意思決定機能及び経営監督機能の向上を図ってまいります。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針
取締役・監査役は、必要に応じ、外部専門機関の研修を受講することにより、取締役・監査役としての必要な知識を習得することとしております。
新任の社外取締役・社外監査役には、就任時に、経営理念、事業内容、経営戦略、事業を取り巻く環境や課題などを説明し、会社の持続的成長と株主価値向上に寄与していただくために必要な情報を提供することとしております。
さらに毎年1回、全取締役・監査役を対象として、会社法や最新の情勢について、弁護士による勉強会を開催し、必要な知識の習得および役割と責務の理解促進に努めています。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針
株主様との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりであります。
・個人株主様との対話においては、株主総会を最も重視しており、株主様が出席しやすい土・日開催とすることで、多くの株主様にご出席いただき、今後の経営戦略や業績見通しについて、社長である議長が丁寧に説明を行っております。また株主様からの質問につきましては、担当取締役や議長が丁寧に回答に応じております。
・アナリスト・機関投資家との対話においては、経営管理部門の取締役、執行役員が行っております。
・アナリスト・機関投資家との個別面談は、積極的に取り組み、面談状況を取締役、執行役員に報告を行っており、必要に応じてグループ経営会議にて、情報共有を行っております。
・アナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会(年4回)を開催しており、第2四半期及び期末については、代表取締役が説明しております。
・各部門(IR・経営企画・総務・経理・法務)は、決算発表、株主総会などにおいて連携を図り、正確な情報提供に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ケイアイ	8,507,500	13.05
池森賢二	5,713,480	8.77
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION-CMC HOLDINGS LTD	4,586,300	7.04
株式会社ピロース	2,422,000	3.72
池森政治	1,927,092	2.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,899,000	2.91
宮島明子	1,838,532	2.82
宮島弘光	1,797,260	2.76
池森行夫	1,377,180	2.11
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/HENDERSON HHF SICAV	1,030,400	1.58

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
池田 憲人	他の会社の出身者								○			
小関 勝紀	税理士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池田 憲人	○	池田憲人氏は、株式会社ゆうちょ銀行の取締役兼代表執行役社長であります。当社は同行との間に預金等の取引関係があります。	池田憲人氏は、長年にわたり金融機関の取締役を務められ、経営者としての豊富な経験と高い見識を、取締役会による経営監督に活かしていただくことで、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけること、また、関連会社、大株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性が十分に確保されており、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、選任しております。
小関 勝紀	○	――	小関勝紀氏は、税理士としての会計分野に関する専門知識と豊富な経験に加え、当社の社外監査役在任期間における監査の経験を、取締役会による経営監督に活かしていただくことで、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけること、また関連会社、大株主、主要

		な取引先の出身者等ではなく、独立性が十分に確保されており、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、選任しております。
--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・会計監査人は、監査計画、監査項目等の説明・報告を行い、監査役会は監査方針、計画等の概要を説明するなど、相互の連携を深めるための会合を持っております。また、監査役会は、これらの意見交換を通して、会計監査人の独立性、監査の適正性等を監視、判断しております。

・内部監査室は、監査計画及び監査結果を定期的に監査役・監査役会に対し報告を行っております。また、監査役又は監査役会から必要に応じ調査を求められた場合は原則として、これに協力しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高野 利雄	弁護士													
関 常芳	公認会計士										△			
南川 秀樹	その他													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高野 利雄	○	――	高野利雄氏は、検事及び弁護士としての法律分野に関する専門知識と経験を監査業務に活かしていただくことで、社外監査役としての職務

			を適切に遂行いただけること、また、関連会社、大株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性が十分に確保されており、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、選任しております。
関 常芳	○	関常芳氏は、2014年6月まで、有限責任監査法人トーマツのパートナーでありました。当社は同監査法人との間に会計に関するコンサルティング等の取引関係があります。	関常芳氏は、公認会計士の資格を有し、長年にわたり監査法人の業務に携わったことにより会計分野に関する豊富な経験と知見を監査業務に活かしていただくことで、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけること、また、関連会社、大株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性が十分に確保されており、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、選任しております。
南川 秀樹	○	——	南川秀樹氏は、環境分野に関する豊富な経験と知見に加え、行政機関等における経験も豊富であり、専門的な見地から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 また、関連会社、大株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性が十分に確保されており、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

《取締役に対するストックオプション制度の状況》

- 1) 2006年11月15日取締役会決議株式報酬型ストックオプション
・当社取締役9名 付与株式総数44,500株(新株予約権数445個)
- 2) 2007年11月12日取締役会決議株式報酬型ストックオプション
・当社取締役11名 付与株式総数77,100株(新株予約権数771個)
- 3) 2008年11月14日取締役会決議株式報酬型ストックオプション
・当社取締役9名 付与株式総数69,800株(新株予約権数698個)
- 4) 2009年11月12日取締役会決議株式報酬型ストックオプション
・当社取締役7名 付与株式総数38,900株(新株予約権数389個)
- 5) 2010年11月15日取締役会決議株式報酬型ストックオプション
・当社取締役7名 付与株式総数58,300株(新株予約権数583個)
- 6) 2011年11月14日取締役会決議株式報酬型ストックオプション
・当社取締役7名 付与株式総数72,800株(新株予約権数728個)
- 7) 2012年9月13日取締役会決議新株予約権
・当社取締役9名 付与株式総数101,000株(新株予約権数1,010個)
- 8) 2012年11月12日取締役会決議株式報酬型ストックオプション
・当社取締役7名 付与株式総数93,500株(新株予約権数935個)
- 9) 2013年11月14日取締役会決議株式報酬型ストックオプション
・当社取締役10名 付与株式総数88,900株(新株予約権数889個)
- 10) 2014年10月30日取締役会決議株式報酬型ストックオプション
・当社取締役10名 付与株式総数60,800株(新株予約権数608個)
- 11) 2015年10月29日取締役会決議株式報酬型ストックオプション
・当社取締役10名 付与株式総数49,800株(新株予約権数498個)
- 12) 2016年10月28日取締役会決議株式報酬型ストックオプション
・当社取締役10名 付与株式総数56,900株(新株予約権数569個)

(注) 1. 行使期間が現存するストックオプションについて記載しております。

2. 取締役の員数、付与株式総数及び付与新株予約権数並びに付与対象者は、割当日時点の状況を記載しております。

該当項目に関する補足説明 更新

- 1) 2006年11月15日取締役会決議株式報酬型ストックオプション
 - ・当社取締役9名 付与株式総数44,500株(新株予約権数445個)
 - ・当社執行役員9名 付与株式総数18,300株(新株予約権数183個)
- 2) 2007年11月12日取締役会決議株式報酬型ストックオプション
 - ・当社取締役11名 付与株式総数77,100株(新株予約権数771個)
 - ・当社執行役員5名 付与株式総数13,600株(新株予約権数136個)
- 3) 2008年11月14日取締役会決議株式報酬型ストックオプション
 - ・当社取締役9名 付与株式総数69,800株(新株予約権数698個)
 - ・当社執行役員3名 付与株式総数8,400株(新株予約権数84個)
- 4) 2009年11月12日取締役会決議株式報酬型ストックオプション
 - ・当社取締役7名 付与株式総数38,900株(新株予約権数389個)
 - ・当社執行役員3名 付与株式総数6,000株(新株予約権数60個)
- 5) 2010年11月15日取締役会決議株式報酬型ストックオプション
 - ・当社取締役7名 付与株式総数58,300株(新株予約権数583個)
 - ・当社執行役員5名 付与株式総数15,000株(新株予約権数150個)
- 6) 2011年9月12日取締役会決議新株予約権
 - ・当社及び当社子会社従業員2,519名 付与株式数928,000株(新株予約権数9,280個)
- 7) 2011年11月14日取締役会決議株式報酬型ストックオプション
 - ・当社取締役7名 付与株式総数72,800株(新株予約権数728個)
 - ・当社執行役員5名 付与株式総数17,700株(新株予約権数177個)
- 8) 2012年9月13日取締役会決議新株予約権
 - ・当社取締役9名 付与株式総数101,000株(新株予約権数1,010個)
 - ・当社執行役員5名 付与株式総数25,000株(新株予約権数250個)
 - ・当社子会社取締役7名 付与株式総数21,000株(新株予約権数210個)
- 9) 2012年11月12日取締役会決議株式報酬型ストックオプション
 - ・当社取締役7名 付与株式総数93,500株(新株予約権数935個)
 - ・当社執行役員5名 付与株式総数22,800株(新株予約権数228個)
- 10) 2013年11月14日取締役会決議株式報酬型ストックオプション
 - ・当社取締役10名 付与株式総数88,900株(新株予約権数889個)
 - ・当社執行役員10名 付与株式総数31,200株(新株予約権数312個)
- 11) 2014年1月15日取締役会決議新株予約権
 - ・当社及び当社子会社従業員2,606名 付与株式数1,442,900株(新株予約権数14,429個)
- 12) 2014年10月30日取締役会決議株式報酬型ストックオプション
 - ・当社取締役10名 付与株式総数60,800株(新株予約権数608個)
 - ・当社執行役員5名 付与株式総数11,000株(新株予約権数110個)
 - ・当社子会社取締役3名 付与株式総数6,600株(新株予約権数66個)
- 13) 2015年10月29日取締役会決議株式報酬型ストックオプション
 - ・当社取締役10名 付与株式総数49,800株(新株予約権数498個)
 - ・当社執行役員9名 付与株式総数15,300株(新株予約権数153個)
 - ・当社子会社取締役9名 付与株式総数19,700株(新株予約権数197個)
- 14) 2016年10月28日取締役会決議株式報酬型ストックオプション
 - ・当社取締役10名 付与株式総数56,900株(新株予約権数569個)
 - ・当社執行役員9名 付与株式総数17,100株(新株予約権数171個)
 - ・当社子会社取締役7名 付与株式総数17,200株(新株予約権数172個)

(注) 1. 行使期間が現存するストックオプションについて記載しております。

2. 員数、付与株式総数及び付与新株予約権数並びに付与対象者は、割当日時点の状況を記載しております。

《付与の目的及び理由》

中期的な株価上昇に向けたインセンティブとして、当該対象者への付与を行い、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として付与したものであります。

なお、株式報酬型ストックオプションにつきましては、透明性の確保及び取締役と株主様の利益の共通化を図ることを目的として、2006年6月開催の第26期定時株主総会をもって退職慰労金制度を廃止し、これに代わる長期インセンティブ報酬として取締役及び執行役員に付与したものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役・監査役別の総額を有価証券報告書及び招集通知に記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

《取締役報酬》

基本報酬と退任時報酬(株式報酬型ストックオプション)から構成されております。

[基本報酬]

月額払いで支給される報酬で、常勤・非常勤、役位など取締役の職務内容、業績等に応じて取締役会から授権された代表取締役社長執行役員がその額を決定しております。

[退任時報酬]

在任期間を通じて株主価値の向上へのインセンティブを与えることを目的として、執行役員を兼務する取締役に對して支給される株価連動型の報酬で、以下の内容の新株予約権を付与することについて取締役会が決定しております。

1株当たりの行使価額を1円とし、退任の翌日より10日間以内において一括してのみ行使可能であり、1事業年度当たりの新株予約権の付与数は、付与時点における月次報酬(基本報酬を12で除した額)に役位別の係数を乗じた額を付与にかかる新株予約権の公正価値で除した数としております。

上記のほか非定期に、株主総会の決議を経て社外取締役を除く取締役を対象に、中期インセンティブ報酬としての通常型ストックオプションを付与することがあります。

《監査役報酬》

監査役の報酬は、基本報酬のみとし、監査役の職務内容と責任に応じて監査役の協議によってその額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

- ・当社は監査役4名のうち、3名が社外監査役であり、また1名は常勤であり、非常勤監査役についても、月例監査役会を開催するなど常勤監査役を通じた情報伝達の仕組みができております。
- ・当社は内部監査室を設置しており、この内部監査室が社外監査役と監査実務を連携する体制を取っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

経営の監督機能と業務執行の分離を図る目的で1999年6月より執行役員制度を導入しております。2004年6月には社長、専務、常務などの役付取締役を廃止し、執行役員にその役位名称を付すことといたしました。また、2005年6月には、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更いたしました。

[取締役会]

毎月1回以上開催し、取締役15名(うち社外取締役2名)及び監査役4名(うち社外監査役3名)で構成され、重要な業務執行その他法定事項についての決定を行うほか、当社及び子会社の業務執行状況の報告を受け、監督を行っております。

また、当社は、社外取締役を選任しており、独立した立場から取締役会に出席するほか、豊富な経験と見識から多角的な視点で経営を監督しております。

[グループ経営会議]

取締役、監査役及び執行役員等で構成され、取締役会の決議事項などについて事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で経営の重要事項について審議しております。

[監査役会]

当社は監査役制度を採用しております。

監査役4名のうち3名は社外監査役であり、経営の意思決定に対する監査の実効性向上のため、取締役会をはじめ、グループ経営会議などその他の重要な会議に出席して適宜意見を述べております。また、経営トップとも定期的に意見交換の場を持ち、公正な経営監視体制をとっております。また、社外監査役の高野氏は弁護士の資格を、関氏は公認会計士の資格を有しております。その他、監査役の機能強化に向けた取組状況につきましては【監査役関係】の欄に記載のとおりであります。

[会計監査]

新日本有限責任監査法人に依頼し、独立した立場から会計に関する意見表明を受けております。なお、直前事業年度(2016年4月～2017年3月)における会計監査業務を執行した公認会計士は、長坂隆氏及び根本知香氏であります。

[報酬]

当社は、役員報酬改革の一環として、企業業績との関連性が低く、年功的性格の強い退職慰労金制度を2006年6月開催の第26期定時株主総会をもって廃止し、代替として新たに「株式報酬型ストックオプション」を導入しております。

[役員等の状況]

- 1) 取締役15名(うち社外取締役2名)
男性14名／女性1名
- 2) 監査役4名(うち社外監査役3名)
男性4名／女性0名
- 3) 執行役員(取締役を兼務していない者)12名
男性8名／女性4名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は監査役制度を採用しており、社外取締役2名及び社外監査役3名を選任することにより、多角的な視点からの意見・提言により、外部の視点を取り入れ、経営に活かしております。また、監査役会と内部監査室との連携により、監査体制を一層強化・充実させております。したがって、現在の体制は、当社のコーポレート・ガバナンスの実効性をあげる上で、最も合理的な体制であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	できるだけ多くの株主様にご出席いただき、当社をより理解していただくことを基本方針とし、2000年以来、集中日を避けた土・日開催としております。加えて、役員と株主様との対話、株主様の当社に対する理解度の向上を目的として懇親会も実施しております。 なお、直前事業年度(第37期)の定時株主総会につきましては、2017年6月17日(土)に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2005年より、電磁的方法(インターネット)による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2007年より、議決権電子行使プラットフォームに参加し、議決権行使環境の改善に取り組んでおります。
招集通知(要約)の英文での提供	議決権電子行使プラットフォームの議決権行使サイトに掲載しております。
その他	2015年より、招集通知の発送に先立ち、証券取引所及び当社ウェブサイト招集通知を掲載し、株主の皆様が議案の十分な検討期間を確保していただけるよう努めております。なお、2017年の第37期定時株主総会においては、6月1日(木)に発送いたしました。 また、ご出席いただいた株主様に当社をより理解していただくことを目的に、事業報告のビジュアル化や、総会後に懇親会を開催しております。 また、お土産として自社製品の提供等を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	1. 基本方針 当社は、「金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示等に関する規則」(以下「適時開示規則」)に従って、情報公開を行っております。 また、適時開示規則に該当しない情報であっても、株主や投資家の皆様にとって必要であると思われる情報については、ポジティブまたはネガティブであるに関らず、積極的に公開いたします。 特定の機関または個人に対して、未公表の重要情報を選択的に開示すること避け、公平かつタイムリーな情報開示に努めます。 2. 情報開示の方法 適時開示規則に該当する情報は、同取引所の提供するTDnetにおいて公開いたします。当社が開示する情報は、公平性を確保するため、TDnetに公開した物も含めて、当社のウェブサイト公開いたします。ただし、PDFファイルその他ツールの準備のため、掲載時期が遅れる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 3. 将来見通しについて 当社が開示する情報の中には、「将来の見通しに関する記述」が含まれていますが、これは一定の前提条件のもとに当社経営者の判断に基づいて作成された不確実なものであり、経済情勢や市場環境の変化等によって、実際の結果と大きく異なることがあります。従いまして、当社の業績、企業価値等を検討される際には、こうした「将来の見通しに関する記述」に全面的に依拠されることは控えさせていただきますようお願い申し上げます。 4. IR自粛期間の設定 当社は決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までの間を「沈黙期間」として、IR活動を自粛させていただきます。この期間中は、決算内容に関してコメントすることや質問にお答えすることは控えさせていただきます。ただし、この沈黙期間中に業績予想を大きく外れる可能性がでてきた場合には、適時開示規則に従って適宜公表することとしております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期単位で決算説明会を実施。第2四半期及び期末においては、代表取締役が出席しております。	あり

IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト「株主・投資家向け情報」ページを設置し、有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、決算説明会資料、株主様への報告書、ファンケルレポート、招集通知、決議通知、株主優待案内などを掲載しております。また、決算説明会の動画を掲載しております。 IRに関する当社ウェブサイト URL: http://www.fancl.jp/ir/
IRに関する部署(担当者)の設置	(IR専任部署)社長室 IRグループ (部署長)社長室長 松本 浩一 (適時開示担当部署)社長室 広報グループ

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ファンケルグループ・コンプライアンス基準」を定め、各ステークホルダーとの関わり・尊重義務・遵守義務について規定しております。また「インサイダー取引管理規程」を定めてインサイダー取引の防止に努めるとともに、ヘルプラインを設置し、「ファンケルグループ・ヘルプライン運用規程」に基づいて不正防止に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR 活動と会社案内およびアニュアルレポートを含めた「統合レポート(ファンケルレポート)」を出刊しております。「ファンケルレポート」は、当社ウェブサイトに掲載しております。(http://www.fancl.jp/csr/) 環境活動では、2013年12月に「2013年度 地球温暖化防止活動環境大臣表彰」、2017年4月に「オルタナグリーン・オーシャン大賞2017銅賞」を受賞し、環境活動について高い評価を得ています。 また、特例子会社の株式会社ファンケルスマイルが、2014年6月に「第21回横浜環境活動賞」を受賞しています。さらに、障がい者支援施設や養護学校との交流、障がい者雇用促進などの取り組みが評価され、2015年2月に「第12回企業フィランソロピー大賞 ソーシャル・インクルージョン賞」を受賞しました。 また、2016年10月には、地域を意識した経営と地域でのCSR活動が評価され「横浜型地域貢献企業」最上位認定を受け、2017年2月には、特に優良な健康経営を実践しているとして、経済産業省「健康経営優良法人認定制度」の認定法人に選ばれました。 また、2014年1月より、「モーニングスター社会的責任投資株価指数」の構成銘柄に選定されております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを定め、適時適切な情報開示に努めております。
その他	《ダイバーシティの推進と人権の尊重》 異なる視点、異なる意見、異なるキャリアを融合することが当社の風土であり、創業時からの経営戦略です。2016年度は、外国籍の勤務者は67名、60歳以上の勤務者は32名、障がいをもつ方を52名雇用(特例子会社(株式会社ファンケルスマイル)を含む)しております。 2013年4月に国連グローバル・コンパクトに加入し、人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応、腐敗防止」の4分野の取り組みを積極的に行っています。国連グローバル・コンパクトに対応した主な取り組みは、こちらからご覧いただけます。 (http://www.fancl.jp/csr/globalcompact/) 《女性の活躍支援に向けた取組み》 当社は、お客様の大半が女性であり、女性ならではの発想が必要とされます。そのため、女性のライフステージの変化を受け入れ、共に仕事をしてゆく企業文化を醸成しており、従業員は、子育てや家庭での経験も活かして、お客様に寄り添った製品やサービスの開発をしています。また、代表取締役が、2015年より「かながわ女性の活躍応援団」の団員として、また2016年より内閣府「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」に参加し、広く女性活躍のムーブメントに貢献しております。 また、従業員が安心して出産・育児に向き合い、出産後も就業が継続できるように、産前産後休暇や育児休暇をはじめ、配偶者出産支援休暇や子どもの看護休暇、育児短時間勤務制度など、さまざまな育児支援制度を整えております。 育児支援諸制度の概要と利用状況は、こちらからご覧いただけます。 (http://www.fancl.jp/csr/labor/worklifebalance.html) 2008年7月には、少子化対策の一環として子育て支援などに積極的に取り組んでいると認定された企業の証明にあたる厚生労働省認定の「くるみん」マークを取得、2016年8月には、女性活躍推進に関する取り組みが評価され、「えるぼし」(2段階目)認定を受けました。 2017年3月末現在の、女性正社員比率は67%(636名)、女性管理職比率は45.9%(84名)です。今後も女性の登用を積極的に行ってまいります。 このような女性の活躍の推進に向けた積極的な取り組みが他の上場会社の企業行動に影響を与えていることが評価され、東京証券取引所が主催する「2014年度 企業行動表彰」を受賞しました。また、内閣府「2015年度 女性が輝く先進企業」に選ばれ、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)表彰を受賞、2016年10月に「かながわ子育て応援団」の認定を受けました。 《ワークライフバランスの推進》

従業員がワークライフバランスを実現し、充実した毎日を送れるよう、週3回のノー残業デーを実施し、全社的に労働時間短縮と時間外労働削減に取り組んでいます。また、2009年に「社会貢献休暇制度」を導入し、従業員が社会貢献活動に参加しやすい環境を整えています。2016年度は、のべ24名が社会貢献休暇制度を利用し、熊本地震や東日本大震災の支援等を行いました。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

《内部統制システムについての基本的な考え方》

当社は、以下「内部統制基本方針」に基づき、内部統制システムの強化に向けた取り組みを実施しております。

『内部統制基本方針』

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

1. 基本方針

当社は、以下の理念を経営の根幹とし、これを拠り所として内部統制の整備・構築に取り組みます。

- ・「もっと何かできるはず」
- ・「人間大好き企業」のファンケルグループは、世の中の「不」の解消を目指し、安心・安全・やさしさを追求します。
- ・常にお客様の視点に立ち、「お客様に喜んでいただくこと」をすべての基準とします。

2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する事項

当社は、「株主総会」「取締役会」「経営会議」など取締役が出席する重要な会議体の議事録あるいは取締役が決裁する稟議書などの書類について、「文書・記録管理規程」に従い、文書または電磁的媒体に記録し、各所管部門の責任の下に保存・管理します。

また、取締役および監査役は、必要に応じ「文書・記録管理規程」に基づき保存・管理する文書または電磁的媒体を閲覧することができるものとします。

情報管理に関し継続的に検討、再構築を行うため、「情報セキュリティ部会」「IT統制部会」を設置します。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理体制を確保するため、「危機管理規程」を制定するとともに、「財務報告部会」「企業倫理部会」「情報セキュリティ部会」を設置し、リスクの分析と対応を推進します。

ISO内部監査活動・内部監査室の各監査業務についてもリスクマネジメントの考え方を基礎とすることによって、リスク発見または予見時の是正体制をより強固なものとし、リスク管理のあり方をより統合的なものとします。

また、突発的に生じたリスクについては、「危機管理規程」に基づき定められた総括責任者である代表取締役社長執行役員および担当取締役が、すみやかに対応責任者を決め対策委員会を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大防止に努めます。

4. 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回以上開催し、活発な意見交換および迅速な意思決定を通じて経営効率の向上を図るとともに、各機関の権限分配・意思決定および各部門の具体的業務については、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」および「決裁基準規程」に従い、効率性を確保します。

またIT環境の整備を強化し、職務執行における効率向上を推進します。

5. 当社の取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、上記の経営理念に基づき法令等遵守を徹底するため、次のとおり、コンプライアンス体制の整備と実践に取り組みます。

- 1) 取締役および使用人の全員を名宛人として「ファンケルグループ・コンプライアンス基準」を定め、励行します。
- 2) 法令および当社グループにおける諸規程に反する行為などを早期に発見し是正することを目的として「ヘルプライン制度」を設置、運用します。
- 3) 組織横断的なコンプライアンス体制を構築するため、法務を担当する部門・品質保証を担当する部門・総務を担当する部門その他から成る「企業倫理部会」を設置、運営します。
- 4) 投資家からの信頼や情報開示の透明性・公共性の促進を図るため、「ディスクロージャーポリシー」を定め、これに従った適切な情報開示を行います。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

当社は、当社の子会社各社に対し経営理念の理解を促し、当社グループの企業価値の最大化を目的として、子会社各社への経営管理を行います。

1) 当社の子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

当社代表取締役社長執行役員を委員長とし、当社の取締役・執行役員および子会社各社の代表を構成員とする当社グループ横断的な「内部統制委員会」を発足させ、内部統制委員会の下に、「財務報告部会」「企業倫理部会」「情報セキュリティ部会」「IT統制部会」を設け、各部会間における連携を図ることで、当社の子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項が速やかに当社に報告される体制を保持します。

2) 当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

子会社各社のリスク管理方針を定め、リスク管理体制を整備、構築します。

また、突発的に生じたリスクについては、当社グループを適用対象とする「危機管理規程」に基づき定められた総括責任者である代表取締役社長執行役員および担当取締役が、すみやかに対応責任者を決め対策委員会を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大防止に努めます。

3) 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社各社において定例の取締役会を定期的に開催し、活発な意見交換および迅速な意思決定を通じて経営効率の向上を図るとともに、各機関の権限分配・意思決定および各部門の具体的業務については、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」「決裁基準規程」および「関係会社管理規程」に従い、効率性を確保しております。またIT環境の整備を強化し、職務執行における効率向上を推進します。

子会社には、原則として、当社の役職者が役員として就任し、子会社の業務の適切性を監視できる体制を整備します。

4) 当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人の全員を名宛人として「ファンケルグループ・コンプライアンス基準」を定め、励行します。

法令および当社グループにおける諸規程に反する行為などを早期に発見し是正することを目的として「ヘルプライン制度」を設置、運用します。

当社の内部監査を担当する内部監査室は、子会社の内部監査を実施します。

7. 当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役が監査役会の運営事務その他の職務執行につき補助すべき使用人の設置を求めたときは、監査役と協議のうえ、使用人を置くものとします。

監査役を補助すべき使用人は、監査役会に所属し、取締役の指揮命令に服さないものとし、指揮命令権は監査役が有するものとします。

また、当該使用人の人事評価は監査役が行い、処遇、人事異動、懲戒処分等については監査役の同意を得て、それらの事項を決定することとします。

8. 当社の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

1) 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

すべての取締役および使用人は、当社もしくは子会社各社に著しい損害を及ぼす事実やその恐れが発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理体制・手続きなどに関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、監査役に報告を行います。

2) 当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当該監査役に報告するための体制

内部監査室による当社および子会社に対する内部監査の情報が適切に監査役と共有される体制を整備します。

監査役が経営会議等に出席し、重要な情報について適時報告を受けられる体制を保持します。

また、「ヘルプライン制度」を設置することにより、グループ全体のコンプライアンス等に関する情報を一元管理するとともに、かかる情報が定期的に監査役に報告される体制を保持します。

「ファンケルグループ・ヘルプライン運用規程」により、公益通報者保護法の主旨に沿った体制を整備し、当該規程に基づく報告者その他当社監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱を受けないことを明確化します。

9. 当社の監査役の職務の遂行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役の職務の遂行によって生じる費用および債務ならびにそれらの処理については、当該費用が当該監査役の職務の遂行に必要でないこと認められた場合を除き、基本的に制限することなく円滑に行うことができる体制を整備します。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査に加え、「ISO内部監査規程」に基づいたISO内部監査員による監査活動、また「内部監査規程」に基づいた内部監査室による監査を、連動・協力して実施するものとし、各監査の結果および改善勧告に基づく改善状況の結果について監査役への報告を行うべきことを明確化します。

〔財務報告の信頼性を確保するための体制〕

金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」の適用10年目となる当連結会計年度においても、「全社的な内部統制」の整備および運用状況の評価・改善を実施するとともに、当社の重要な事業拠点として株式会社アテニア、株式会社ファンケル美健および当社の計3社を選定し、業務プロセスおよびIT全般統制の整備・運用状況の評価・改善を実施し、グループとして財務報告の信頼性の確保に努めます。

また、子会社においては、当社の内部監査室および子会社を管理する各機能部門が定期的に監査、訪問することにより必要な是正を行うとともに、子会社においても内部統制の体制の整備に努めます。

《内部統制システムの整備状況》

・内部監査室及びISO内部監査員が各部門の業務遂行状況について監査を行うほか、法務を担当する部門及び総務を担当する部門が中心となって企業活動における遵法、倫理を確保するため、社内諸規程の整備及び教育・啓発活動を実施しております。

・2005年4月には、リスクマネジメント、企業倫理、情報セキュリティ、情報開示、環境、社会貢献の6部会からなる「CSR推進委員会」を設置し、リスク管理体制を含めた内部統制システムの強化に取り組むとともに、2006年4月には、「内部統制委員会」を新たに発足し、その下に「財務報告部会」「企業倫理部会」「情報セキュリティ部会」「IT統制部会」を設置し、会社法及び会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づいた内部統制システムの構築を中心に、ガバナンス体制の強化を推進しております。さらに、ISO内部監査活動・内部監査室の各監査業務についてもリスクマネジメントの考え方を基礎とすることによって、リスク発見または予見時の是正体制をより強固なものとし、リスク管理のあり方をより統合的なものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力排除に向け、当社制定の「ファンケルグループ・コンプライアンス基準」において次のような基本方針を定めております。

当社は、反社会的勢力と思われる個人、団体に対して、常に毅然とした態度で臨み、不当な要求に対しては断固とした態度で拒否を貫くとともに、自己の利益のために、反社会的勢力を利用することは絶対にいたしません。

また、反社会的勢力のみならず、そのような勢力と関係する企業・個人とはいかなる取引も行いません。

《反社会的勢力排除に向けた整備状況》

1. 対応統括部門の設置状況

総務及び法務を担当する部門を対応統括部門とし、反社会的勢力排除に向けた取り組みを行っております。

2. 外部の専門機関との連携状況及び反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

弁護士や警察など外部専門機関と緊密な連携関係を構築するとともに、情報収集を行っております。また必要に応じて、その内容を関係部門へ周知しております。

3. 対応マニュアル及び研修活動の実施状況

反社会的勢力による不当要求に備え、その対応方法を含めた手引書として「コンプライアンス行動基準手帳」を作成し、取締役及び使用人に配布して法令及び当社制定の「ファンケルグループ・コンプライアンス基準」遵守の徹底と意識向上のための教育を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

《買収防衛に関する事項》

当社は、2016年5月17日開催の取締役会決議及び2016年6月25日開催の第36期定時株主総会において継続の承認をいただき、「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を更新しております。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量の買付であっても、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社にとっては、お客様との強い絆の維持が当社の成長を支えており、また今後の成長を支え続けるものであります。ひいては、株主の皆様の利益に繋がるものであると確信しております。こうしたお客様との強い絆が当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

イ 経営理念及び経営の基本方針

当社は、以下の理念を経営の根幹とし、これを判断の拠り所としております。

- ・「もっと何かできるはず」
- ・「人間大好き企業」のファンケルグループは、世の中の「不」の解消を目指し、安心・安全・やさしさを追求します。
- ・常にお客様の視点に立ち、「お客様に喜んでいただくこと」をすべての基準とします。

こうした理念の下、常識にとられない感性と独創性をもって「不」の解消に挑戦し、無添加化粧品をはじめとして、新しい市場と価値を創造してまいりました。社会には様々な不安や不満など「不」のつく事柄が存在しており、当社は「＜美＞と＜健康＞をテーマに『不』のつく事柄を解消する仕組みづくり」を経営の基本方針としており、これからも新しい「不」の解消ビジネスに積極的に取り組むことが企業価値を高め、ひいては株主の皆様の長期的な利益に繋がるものと考えております。

ロ 企業価値の源泉

当社は創業以来、お客様との強い絆の形成をこころがけてまいりました。長期的・持続的な利益成長を図っていくためには、お客様基盤の強化が最重要課題であると認識しております。基盤の拡大を図るために、創業時は通信販売からのスタートでしたが、その後、店舗販売さらに卸販売へと販売チャネルを広げ、扱う製品も化粧品から、栄養補助食品さらに発芽米・青汁へと対象を広げてまいりました。サービス面においてもお客様に製品の新鮮さを訴えるための製造年月日表示を実施し、さらに留守でも製品を受け取れる「置き場所指定サービス」や返品・交換の無期限保証制度を導入するなど、お客様の目線に立って業務を推進してきております。

お客様視点に立ち、製品・サービスなどすべての面でお客様が期待している以上の「新しい価値＝感動品質」を創造して提供し続けることにより、お客様との長期的な信頼関係が構築され、こうしたロイヤルティの高いお客様の創造と維持が企業価値の向上につながるものと考えております。

ハ 中期経営計画に基づく取組み

【基本方針】

- ・戦略的な広告投資を行うとともに「経営基盤の強化」を図り、2015年度から5年間で売上倍増を目指します。
- ・早期にROE8%以上の収益構造を確立します。

1) 戦略的投資による売上拡大の実現

- ・化粧品関連事業および栄養補助食品関連事業において、通常の規模を大きく上回る広告投資を実施し、認知度向上と売上拡大を実現します。
- ・企業の考え方・スタンスについて一貫した広告を作り、理念を訴求してまいります。
- ・広告効果を最大化するため、卸販売チャネルにおける取扱店舗数の拡大を図るとともに、直営店舗においても好立地に厳選した出店を進めてまいります。
- ・広告投資の対象となるスター製品を入口として、親和性の高い他製品の購入を促進します。

2) 経営基盤の強化

- ・既存の製造設備の稼働効率を上げ、生産効率の向上・原価率の低減を図ります。
- ・2016年度に竣工した第二研究所を活用し、研究開発力の強化と開発スピードの向上を図ります。

【各事業の戦略】

1) 化粧品関連事業戦略

「無添加アンチストレス サイエンス」というファンケル化粧品の独自価値を軸に、市場における独自ポジションを確立し、新しいお客様の獲得とブランドロイヤルティの向上を目指します。

(製品戦略)

- ・洗顔系カテゴリーの製品ラインアップ拡充および機能強化により、お客様数の拡大を図ります。
- ・順次刷新した主力のスキンケア製品により、ファンケルの「無添加」に共感するお客様数の拡大を図ります。
- ・2016年10月に発売した「ビューティブーク」を本格展開し、マチュア世代のお客様数の拡大を図ります。
- ・20代後半から30代に向けた製品を強化し、これまで獲得できていなかった若年層のお客様数の拡大を図ります。

(マーケティング戦略)

- ・製品機能を訴求したキャンペーン型広告の集中展開により、卸販売チャネルでの店舗導入率と1店舗当たり売上の向上および直販チャネルでの新規のお客様数の拡大を図ります。
 - ・ウェブや雑誌メディアを活用した新たなコミュニケーション手法を構築し、「無添加」の価値やブランドの理念を訴求することで、お客様のブランドロイヤルティの向上を目指します。
- (アテニア)
- ・創業の原点に回帰するため、「一流ブランドの品質を1／3価格で提供することに挑戦し続けます。」というアテニア宣言に基づいた事業展開を行ってまいります。
 - ・アテニアの創業理念である「高品質、低価格、ハイセンス」およびブランドステートメント「おしみなく、うつしく。」に基づいた製品を継続して生み出し、事業強化を図ります。
 - ・大型キャンペーンの実施や主力製品のリニューアルにより、売上の回復を図ります。
 - ・ウェブメディアを核にした新たなコミュニケーションモデルを進化させ、お客様のロイヤルティ向上による新規のお客様数の拡大および既存のお客様の継続率向上を図り、お客様基盤を拡充します。

2) 栄養補助食品関連事業戦略

日本一の健康サポート企業を目指し、「お客様のグッドエイジング(一生涯、心身ともに健康で生きること)」を実現します。

(製品戦略)

- ・中高年層をターゲットとした独自性の高い製品を強化し、中高年市場での売上拡大を目指します。
- ・「カロリーミット」、「大人のカロリーミット」、「えんきん」などのスター製品のシリーズ化に取り組み、売上拡大を目指します。
- ・2015年4月に開始された機能性表示食品制度に対応し、ファンケル独自の研究成果に基づく機能性表示食品の販売を強化します
- ・当社の高い技術力によって実現した「体内効率設計」により、体内への効率を第一に考えた独自性の高い製品開発を推進します。
- ・卸販売チャネルの拡大を図るため、卸販売専用製品の開発などを推進します。

(販売戦略)

- ・フルラインアップを持つ強みを最大限に活かし、スター製品を入口として、親和性の高い他製品の購入を促進し、売上拡大を目指します。
- ・卸販売チャネルでの取扱店舗数を拡大することで健康食品の売場拡大を図ります。
- ・店舗や電話窓口スタッフの専門教育を強化し、専門知識を有する人材の配置を促進します。

【各販売チャネルの戦略】

国内チャネルでは、広告宣伝の投資効果を最大化するための販売体制を確立します。

1) 直営店舗販売

- ・お客様が購入しやすい環境を整備するため、好立地に厳選した店舗出店を実施します。
- ・20代から30代の働く女性をターゲットとした新業態店舗「FANCL beauty & health」を出店するなど、新たなお客様層の獲得を図ります。
- ・エリアマーケティングを強化し、地域に合わせた広告媒体を活用することで、各地域における認知度の向上および直営店舗へのお客様の誘導を図ります。

2) 卸販売

- ・広告宣伝に連動したプロモーションや卸販売専用製品の展開により、取扱店舗数の拡大を図ります。
- ・エリアマーケティングに合わせた、卸販売チャネルでのプロモーションを通じて、取扱店舗へのお客様誘導を図ります。

3) 通信販売

- ・ネット通販とカタログ通販を融合させお客様のライフスタイル・年代に合わせた情報開発を行い、最適な媒体で情報を提供してまいります。
- ・お客様の購買行動の分析に基づき、一人ひとりに最適な製品を提案するウェブマーケティングを強化するとともに、オムニチャネル化を推進します。

4) 海外

- ・アジア市場において、中国での出店加速や未進出国への展開などによる規模の拡大を図るとともに、ネット通販への取り組みなど新たな販路の確立を目指します。
- ・米国子会社FANCL INTERNATIONAL,INC.が展開するボタニカルスキンケアブランド「boscia(ボウシャ)」の製品ラインアップを強化するとともに、取扱店舗数の拡大を図り、大幅な成長を目指します。

【経営基盤強化】

1) 原価低減

- ・既存の製造設備を最大限に活用し生産効率を向上させるとともに、原価率の低減を図ります。

2) 人材育成

- ・積極的な出店に伴い増加する店舗スタッフの育成や、専門的な対応ができる店舗・電話窓口スタッフの教育などにより、お客様の満足度およびロイヤルティの向上に取り組みます。

3) 研究開発

- ・2016年度に竣工した第二研究所を、化粧品や健康食品のエビデンス取得、新素材探索などを担う「イノベーション研究所」として位置づけ、基礎・基盤研究を強化するとともに、第一研究所は「製品開発研究所」として製品開発のスピードを高めるなど、2研究所体制で研究開発力を強化します。

【環境配慮】

当企業集団は、「置き場所指定お届け」サービスによる配送回数の低減、化粧品の外箱裏面への能書印刷による別刷り能書の削減、エコパック容器の開発など、環境対策に積極的に取り組んでまいりました。

さらに、環境事業計画「ファンケル エコプラン」を策定し、各事業所の環境目標を掲げ環境対策に取り組んでまいりました。太陽光発電システムの導入、液化天然ガスの導入、照明のLED化、風力発電事業への協賛など、環境投資を継続して行っております。また、2008年にスタートした従業員が家庭でCO2削減を行う「ファンケル エコチャレンジ」も確実に成果をあげております。

今後も企業活動のあらゆる面において、環境保全に貢献してまいります。

「置き場所指定お届け」サービス:不在時などにお客様が指定した場所(例:「玄関前」「自転車のカゴ」など)に製品をお届けする受領印不要のサービス。1997年にサービスを開始して以降、当社独自のサービスとして、お客様からご好評をいただいております。

不在時や対応が難しい時に製品を受け取れる利便性に加え、配送効率の向上による環境負荷の低減効果もあります。

ニ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置づけ、企業倫理と遵法を徹底するとともに、リスク管理を含めた内部統制システムを整備し、経営の効率性、透明性を確保して

ります。

当社は、監査役制度を採用しております。監査役4名のうち3名は社外監査役であり、経営の意思決定に対する監査の実効性向上のため、取締役会をはじめ、グループ経営会議などその他の重要な会議にも出席して適宜意見を述べております。また、経営トップとも定期的に意見交換の場を持ち、公正な経営監視体制をとっております。

また、経営の監督機能と業務執行の分離を図る目的で1999年6月より執行役員制度を導入しております。2004年6月には、社長、専務、常務などの役付取締役を廃止し、執行役員にその役付名称を付すことといたしました。また、2005年6月には、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更いたしました。

取締役会は、取締役15名(うち社外取締役2名)及び監査役4名(うち社外監査役3名)で構成され、重要な業務執行その他法定事項についての決定を行うほか、当社及び子会社の業務執行状況の報告を受け、監督を行っております。

グループ経営会議は、取締役と執行役員等で構成され、取締役会の決議事項などについて事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で経営の重要事項について審議しております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本プランは、以下AないしCのいずれか、もしくはこれらに類似する行為またはこれらの提案を「大量買付行為」とし、また大量買付行為を行おうとする者を「買付者等」として、買付者等に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めております。

A. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等

B. 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

C. 上記A又はBに掲げる各行為がなされたか否かにかかわらず、当社の特定株主グループが当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本Cにおいて同じとします。)との間で、当該他の株主が当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定グループに属するすべての株主と当該他の株主との株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。)

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく大量買付行為を行うなど、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合には、当社は、これに対抗する措置として、当該買付者等及び一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等及び一定の関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、当社取締役会又は取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様へ適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、当社取締役会は、これに加え、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

なお、本プランの具体的内容(前記1. ないし3. の具体的内容を含みます)は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、そちらをご参照願います。(http://www.fancl.jp/news/pdf/20160517_baisyuboueisakukeizoku.pdf)

4. 前記3. の取組みについての当社取締役会の判断及びその判断にかかる理由

本プランは、買付者等が基本方針に沿うものであるか否かを株主の皆様及び当社取締役会が判断するにあたり、十分な情報提供と判断を行うに相当な期間を確保するために定めるものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されております。

また、本プランには、継続後の有効期間を3年間とするサンセット条項が付されているほか、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。このため、本プランの継続及び廃止は、当社株主の皆様意思に基づくこととなっております。

加えて、対抗措置として新株予約権を無償で割り当てるのは、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあると判断される場合等、合理的な客観的要件を充足する場合に限定されるとともに、その発行の是非の判断にあたっては、独立委員会の中立公正な判断を最大限尊重することとしており、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。対抗措置として発行する新株予約権ならびにその行使条件についても、あらかじめその内容について開示を行うなど、企業価値向上及び株主共同の利益確保に必要なかつ相当な範囲内の対抗措置であると考えております。

さらに、独立委員会は、当社経営陣からの独立性の高い有識者3名により構成されており、かかる構成員による独立委員会を利用することにより、当社取締役会による本プランの恣意的な発動や株主利益に反する発動が回避されるものと確信しております。

以上より、当社取締役会は、前記3. の取組みは前記1. の基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでないとともに、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでない判断しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

《適時開示体制の概要》

当社は、以下の方法で重要な会社情報の収集及び「インサイダー取引管理規程」に基づく情報管理の徹底、ならびに公正かつ適時適切な開示を行っております。

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示等に関する規則(以下「適時開示規則」)に従って、情報公開を行っております。また、適時開示規則に該当しない情報であっても、株主や投資家の皆様にとって必要であると思われる情報については、ポジティブまたはネガティブであるに関らず、積極的に公開いたします。

特定の機関または個人に対して、未公表の重要情報を選択的に開示することを避け、公平かつタイムリーな情報開示に努めます。

2. 情報の管理と適時開示に至る社内体制

1) 決定事実

定例取締役会(毎月1回開催)または臨時取締役会において、重要な決定事実について決議を行っている。(必要に応じ、事前に経営会議にて内容の審議を行う。)

2) 決算情報

経営企画部門において決算数値を作成し、会計監査人の監査を受け、これをもって決算期に係る取締役会において承認を行っている。

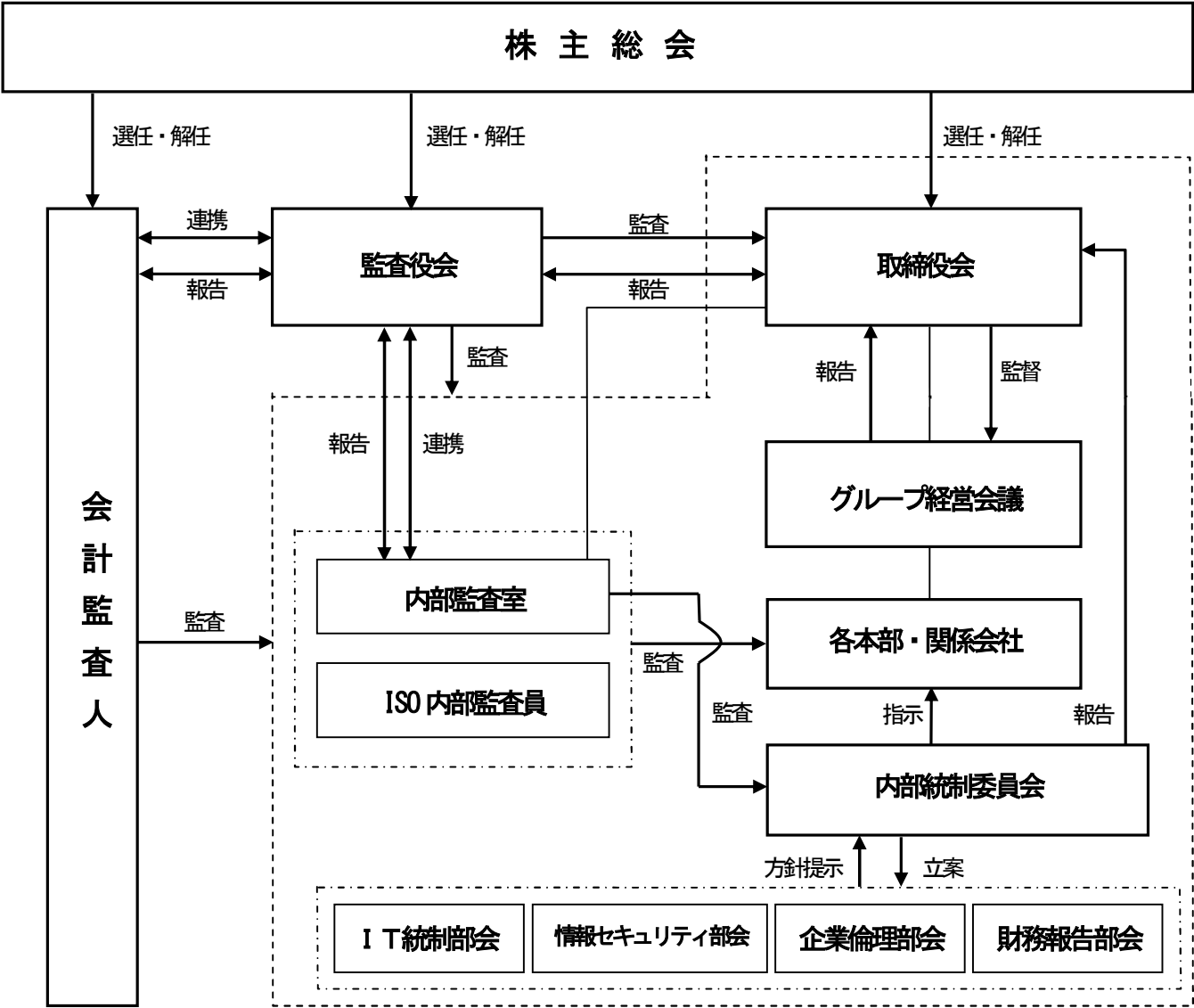
3) 発生事実

重要な会社情報に該当する事実を発生または知った各部門責任者は、直ちに総務部門に報告する。総務部門は適時開示規則に照らし、情報の重要性について関係部門及び情報取扱責任者と協議・検討する。情報取扱責任者は、適時開示の必要性があると判断した場合、代表取締役社長執行役員の承認を得る。

3. 情報の適時開示

取締役会または代表取締役社長執行役員の決議・承認後、情報取扱責任者は、広報部門を含めた関係部門と開示内容について確認を行い、広報部門に指示し、遅滞無く適時開示の手続きを行う。

【コーポレートガバナンス体制図】



【適時開示に係る社内体制図】

